

潘蕾 著

古代日本人の名前の研究

—日本古代人名研究



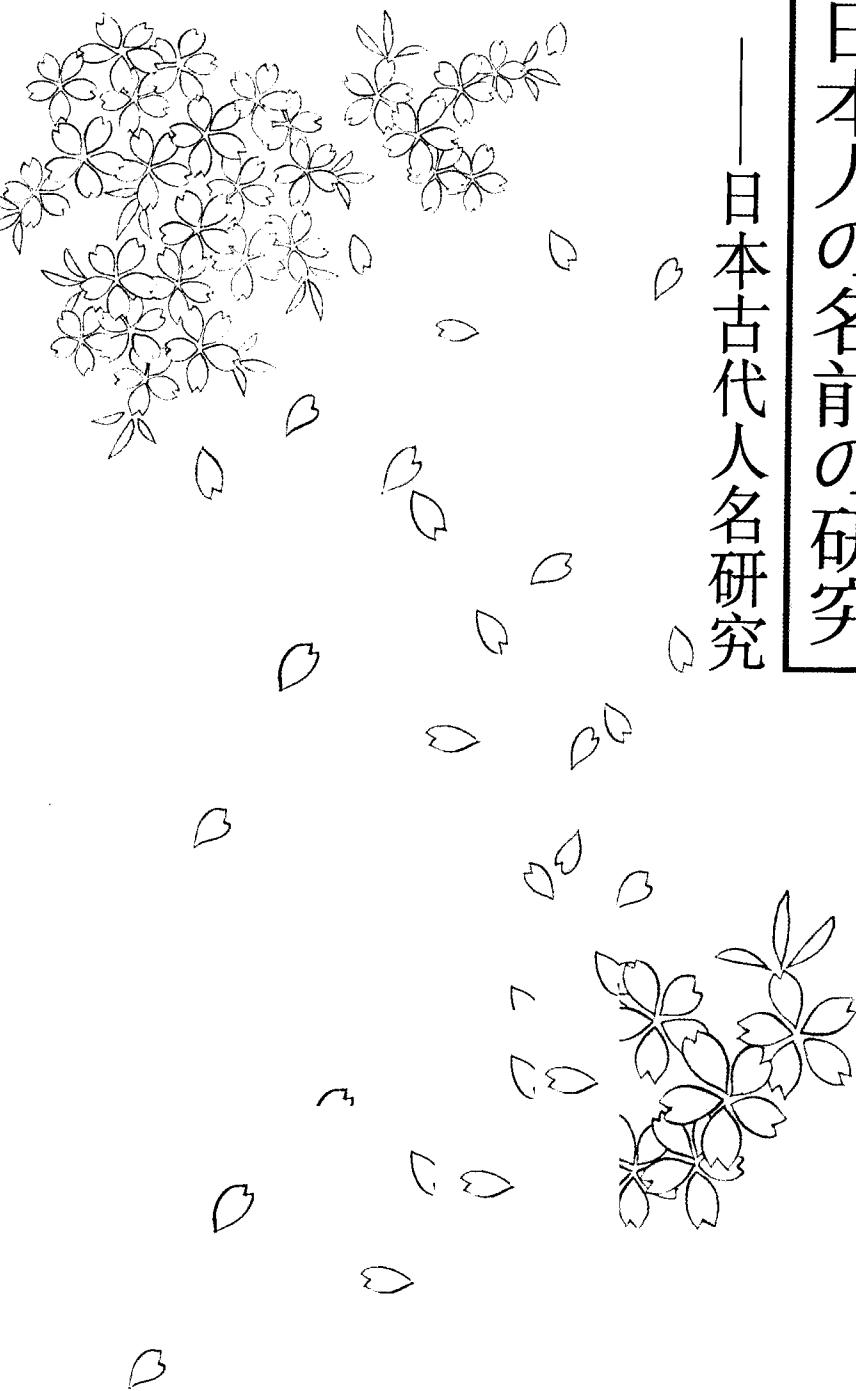
日本语言·文化·传播丛书

中国传媒大学出版社

潘蓄 著

古代日本人の名前の研究

——日本古代人名研究



本书承蒙日本国际交流基金资助出版

中国传媒大学出版社

图书在版编目(CIP)数据

日本古代人名研究/潘蕾著. —北京:中国传媒大学出版社,2012.3

ISBN 978—7—5657—0447—5

I. ①日… II. ①潘… III. ①姓名—研究—日本—古代 IV. ①K833.13

中国版本图书馆 CIP 数据核字(2012)第 037550 号

古代日本人的名前の研究——日本古代人名研究

著 者 潘 蕾

策 划 冬 妮

责任编辑 张 旭

责任印制 张 玥

封面设计 大鹏工作室

出版人 蔡 翔

出版发行 中国传媒大学出版社

社 址 北京市朝阳区定福庄东街 1 号 邮编:100024

电 话 86—10—65450532 或 65450528 传真:010—65779405

网 址 <http://www.cucp.com.cn>

经 销 全国新华书店

印 刷 北京中科印刷有限公司

开 本 730×988 mm 1/16

印 张 22.25

版 次 2012 年 5 月第 1 版 2012 年 5 月第 1 次印刷

书 号 ISBN 978—7—5657—0447—5/K · 0447 定 价 58.00 元

版权所有

翻印必究

印装错误

负责调换

はしがき

本書は、古代日本人の名前(個人名)について、その歴史的展開をたどり、個人名の日本的な特徴を考察する。考察の対象とされる時代は飛鳥時代から院政時代までであるが、本書の仮説は、院政時代こそが日本の個人名の歴史において画期をなす時代であり、この時代に名前の日本的な特徴が確立されたとする。飛鳥時代以降、中国の影響を受けながら徐々に日本的な特質を持つように展開してきた日本の個人名の歴史は、院政時代に集大成期を迎える。その後の鎌倉時代以降現代に至るまでの歴史はその院政時代の基盤に基づいて展開してきた。この仮説に基づき、本書ではまず院政時代の名前の特質を明らかにし、その完成されたあり方に照らして、時代を遡り、各時代のあり方を考察する。その際社会的身分との関連づけ、中国人名との比較の視点を取り入れて考察を行っている。

飛鳥・奈良時代には、国家の統一にともない中国からの影響を受け始めるが、單なる盲従ではなく、日本古来の身分制度・家族制度を反映している。

平安時代前期は、中国文化の全盛の時代であり、嵯峨天皇の大改革が行われ、中国の系字も導入されたが、なお前代以来の同母の兄弟関係重視は日本風として残された。

摂関時代には、中国との交流が減少し、日本文化の成熟とともに、祖名の継承から通字命名法が現れ、実名敬避も制度としてのそれから習俗としてのそれへ深まった。女性名が発達した。

院政時代には、各種の名前の役割が明確になり、整然と体系づけられ、漢字表記・和訓読みという形式が定着し、祖名の継承が一般的になり、系字の機能を併せ持つ通字が普及する。実名が重要になり、集団全体の象徴として継承され、名実一体觀

に基づく実名敬避も確立されたのである。

本書を読む中国の読者は、日本人の名前の実例を通して、日本文化の特徴を考える手がかりを各所に見いだすであろう。太古以来の母系社会の伝統は端々に色濃く現れている。名前においても男女の差が少なく、女性の地位は相対的に高かったのである。親や先祖の名前の一字を子に付ける通字命名法が現在の日本でもよく行われていることも、世代間の秩序を厳格に区別する中国の系字と対照されるとき、日本人の考え方をよく示しているであろう。

本書は、日本国東京都町田市の桜美林大学大学院に提出された博士課程学位論文が基になっている。論文審査において、本研究は以下のように高く評価された。

- ・個人名の研究は、歴史的資料に残された膨大な名前を収集し、分類・整理し、意味を見出していくことに大変な困難が伴うことから、従来研究は散発的、断片的にしかなされず、趣味的内容にとどまることが多かったが、本研究は学術的な手続きを踏んだ、本格的な日本の個人名研究として他に類を見ないものである。

- ・日本の文献の調査を丁寧に、幅広く行うのみならず、中国の文献を博搜し、中国の人名との比較を行うことにより、従来の日本人の研究ではなしえなかった新しい知見を随所に示している。

- ・中国の系字の機能を生かしながらの通字による祖名継承などの日本の特徴が明確に浮き彫りされている。

論文の審査員として学外から加わっていただいた、日本人の名前の研究の第一人者であった故奥富敬之先生も本研究を高く評価してくださった。

私は修士課程から博士課程にかけて6年半の間研究指導を担当したが、潘薈さんが大変な努力を積み重ねて論文を完成させたことを見てきた。日本人学生にとつても難しい、日本の古代の文献を地味にこつこつと読み続けて、誠実に研究に打ちこむ姿に、自ずから頭が垂れる思いであった。留学生として異境の地に一人でご苦労されたことが立派に結実し、この度本書が中国で出版される運びになったことに、心からお祝い申し上げたい。

桜美林大学教授 倉澤幸久

2012年2月

序

本书的作者潘蕾是我们北京日本学研究中心的一名青年教师。潘蕾于北京外国语大学日语系本科毕业后,赴日本樱美林大学国际学研究科攻读硕士和博士学位,师从仓泽幸久教授。在日留学期间,潘蕾以日本人的“名字”为研究对象,先后撰写了硕士和博士毕业论文。其中博士论文《日本古代人名研究》以“历史与人名”、“社会身份与人名”、“与中国人名的对比”为三大研究视角,通过对大量史料的细致、深入的解读,考察了日本自飞鸟时代至平安时代的人名,分析了各个时期的特点,并以此为基础勾勒出日本古代人名体系的构筑过程。由于此前缺少对日本古代人名特别是其中的“名字”(并非“姓”的系统研究,更缺少“与中国人名的对比”这一研究视角,本论文受到了中日专家的广泛关注与好评。潘蕾通过对日本古代上流社会人名的深入研究,同时也加深了对日本古代政治制度的理解。通过这些研究,可以进一步加深对于中日两国的家族制度的理解。其博士论文即构成了本书的基本内容。

在当今的中国学术界,日本的天皇制是一个备受关注的课题。我国学者普遍认为,以明治维新为界,大致可将日本的天皇制划分为此前的古代天皇制以及此后的近代(包括现代)天皇制。而古代天皇制和近代天皇制作为两大完整的历史过程还可以细分为若干阶段。其中,近代天皇制往往被认为是日本对外侵略战争连绵不断的深层次、制度意义上的原因,研究者众多,也取得了一定的成果。但是潘蕾通过研究认为,为了更进一步地理解近代日本的天皇制,我们有必要聚焦古代的天皇制,追溯天皇家的起源、成立、发展、变迁的历史,分析在这一历史过程中天皇家各个成员所起的作用,思考天皇家族的存在及其对日本人思想的形成所造成的影响。

1946年1月1日,日本各大报纸在头版头条刊载了天皇裕仁的“关于新日本建设之诏书”,即通常所说的日本天皇的“人间宣言”。在“宣言”中,裕仁声明天皇不是神,而是人。“人间宣言”宣布日本坚持和平主义,强调天皇与日本国民同在,天皇与国民之间的纽带既非产生于神话和传统,也非来源于天皇是“现世神”的观念或日本民族优越于其他民族等虚构的观念,天皇和国民的关系建立在相互信任和相互尊敬的基础之

上,从而使天皇走下神坛,天皇的地位从“国家元首”变为“国家象征”。那么,日本天皇又是从何时开始登上神坛的呢?又是否如众多中外学者所指出的那样,自平安时代中期以来至明治维新前一直仅仅作为日本民族的精神领袖而存在呢?本书的研究有助于我们理解以上问题,使我们更进一步地了解不同历史时期日本的政治结构以及在各种政治结构中天皇所起的作用,从而更加客观地去理解日本的历史,理解日本人的思想。

2008年,潘蕾从日本樱美林大学毕业,获得博士学位,回国后应聘进入了我们北京外国语大学北京日本学研究中心文化研究室工作。任职以来,潘蕾工作踏实认真,刻苦钻研,先后承担了日本文化专业硕士研究生的《日本文化概论》、《日本文化特殊演习》、《日本文化演习2》等课程的教学工作,并先后指导了7名硕士研究生撰写硕士论文。在教学工作中,潘蕾热爱教学工作,力求做到教书育人,并于2010年获得了北京外国语大学教书育人“园丁奖”。

为了适应当今社会对日语专业高层次人才需求的不断变化,北京日本学研究中心正在筹划对本中心的硕士和博士课程进行改革。作为改革小组的成员之一,潘蕾积极地投身到了这一改革过程中。她多次与在读的研究生进行交流,并在此基础上制定了调查问卷,了解学生们对目前开设课程的意见和建议以及对今后课程设置的希望。问卷回收之后,她能够及时对调查结果进行统计,并将结果提交到改革小组会议上进行分析、讨论,表现出了一个年轻教员所应有的积极、热情、勇于实践的精神。

除了认真参加教学工作以外,潘蕾还积极开展科研工作。近几年来,共参加了13次国际学术研讨会并在部分会议上发表了论文;在国内外期刊共发表了13篇学术论文,其中部分论文还获得了北京外国语大学“卡西欧奖教金”优秀论文奖和北京外国语大学阿含宗“桐山奖教金”优秀论文奖。另外,还主持完成了1个国际合作研究项目、参与了1个国家社会科学基金规划项目和1个北京市哲学社会科学规划项目。

我相信,潘蕾在今后的工作中,一定能将这些研究成果渗透到她日常的教学中去,同时开展更加广泛和深入的研究,一定会在学术研究和教学的殿堂里取得更大的收获。

北京日本学研究中心主任
北京外国语大学教授、博士生导师
徐一平
2011年11月

目　录

はしがき	/ 1
序	/ 3
序　章	/ 1
一、本研究の三つの視点	/ 1
二、研究対象と研究方法	/ 6
三、先行研究	/ 13

第Ⅰ部 個人名の基礎的考察

第一章　個人名の伝える情報と果たす機能	/ 20
第一節　個人名の伝える情報	/ 20
第二節　個人名の果たす機能	/ 23
第二章　日本の個人名の構成要素と種類	/ 57
第一節　日本の個人名の構成要素	/ 57
第二節　日本の個人名の種類	/ 66

第Ⅱ部 古代日本の個人名の考察

第三章	日本の個人名史における院政時代	/ 105
第一節	本研究における院政時代の定義	/ 105
第二節	日本の個人名史における院政時代の意義	/ 106
第四章	院政時代における天皇家の名前	/ 110
第一節	天皇の名前	/ 110
第二節	親王・王の名前	/ 116
第三節	内親王・女王の名前	/ 124
第四節	天皇のキサキの名前	/ 135
第五章	院政時代における公家の名前	/ 148
第一節	院政時代の公家の構成	/ 148
第二節	公家の名前	/ 149
第六章	院政時代における武家の名前	/ 184
第一節	院政と武士	/ 184
第二節	武士及びその家族の名前	/ 189
第七章	摂関時代の個人名	/ 202
第一節	摂関時代における天皇家の名前	/ 203
第二節	摂関時代における貴族の名前	/ 233
第八章	平安時代前期の個人名	/ 251
第一節	平安時代前期における天皇家の名前	/ 252
第二節	平安時代前期における貴族の名前	/ 271

第九章 飛鳥・奈良時代の個人名	/ 281
第一節 飛鳥・奈良時代における天皇家の名前	/ 282
第二節 飛鳥・奈良時代における貴族の名前	/ 310
終 章	/ 317
一、古代日本個人名体系の構築過程	/ 318
二、古代日本の個人名の特徴	/ 332
三、今後の展望	/ 335
参考文献	/ 338

は譲位後鳥羽殿に移してそこで落飾されたが、第 82 代後鳥羽天皇も譲位後鳥羽殿に移住してそこで出家されたのである。)する場合は多いが、第 96 代後醍醐天皇のように、延喜・天暦の世すなわち醍醐・村上両天皇の治世を理想の時代として追慕し、「後醍醐」と自ら選定した例もある。また、第 108 代後水尾天皇の追号に使われる「水尾」は第 56 代清和天皇の別称(崩御後京都の水尾に葬られたことに由来する。)であるが、先代の天皇の追号にのみならず、別称にも後を付けて後代の天皇の追号としたのである。なお、第 102 代後花園天皇(1419~1470)は、はじめ「後文徳」と追号されたが、先代の天皇の漢風諡号(「文徳」は第 55 代天皇の諡である。)に後の字を加える追号例は曾てないとする反対が出たため、「後花園」(「花園」は第 95 代天皇の追号である。)と改められたのである。この例から伺えるように、諡号奉上の主旨が生前の徳を褒め称えることになり、徳には「前」も「後」もない故に、諡に「後」の字が付け加えられるのは甚だ不都合だと見なされた。ところが、生前の徳を褒め称えるのを主旨としない追号は、在位中・譲位後の御在所や崩御後の御陵地などに由来することが多く、先代の天皇と同じ在所や山陵を持つ天皇に「後〇〇」の追号を奉上することはより個人の識別に資すると考えられる。「後」の含まれる追号は計 28 例であるが、全体(崩御した 124 人の天皇の中に、追号が奉上されたのは 69 人である。)の四割以上をも占めており、よって、「後」が付け加えられるというのは追号の構成上の特徴であると言えよう。

上掲したのは追号の主な類型であるが、そのほかに、少數ながら、二人の天皇の漢風諡号から一文字ずつ採ったり、在世中の元号をそのまま用いたりして追号とすることもある。例えば、第 109 代天皇(1623~1696)は「明正」の追号を奉られたが、「明」は第 43 代元明天皇(661~721)から、「正」は第 44 代元正天皇(680~748)から採ったものであり、この事例の場合、歴史上の女帝たちの諡に使われる文字を組み合わせて後代の女帝の追号としたのである。明正天皇のほかに、第 101 代天皇(1401~1428)の「称光」(「称」は第 48 代称徳天皇から、「光」は第 49 代光仁天皇から)と第 112 代天皇(1654~1732)の「靈元」(「靈」は第 7 代孝靈天皇から、「元」は第 8 代孝元天皇から)も二人の天皇の漢風諡号から一文字ずつ採ったものである。一方、明治時代に「一世一元」が法律によって定められて以来、天皇の在世中の元号をそのまま追号として用いることが行われるようになり、第 122 代明治天皇(1852~1912)以後の各天皇の追号は皆元号によるものである。

つまり、時代ごとに個人名を考察し、個々の現象それぞれの歴史変遷を明らかにした上で、それらの歴史変遷を総合して日本個人名体系の構築過程を描いていく。さらに、この過程を日本史の中におき、これまでの研究成果（名前の研究は学際的な研究であるため、歴史学、言語学、社会学、文化人類学などの分野の研究成果を援用することが必要不可欠である）を踏まえながら、各種の個人名が各歴史時期に果たした役割について考えてみる。以上の考察をもって、祖名継承をはじめとする日本色の強い諸現象が生起する原因について私論を展開したい。ただし、人名を特定の歴史時期において考える場合、統計学的な研究法はもちろんのこと、人名及びその付け方や使用法などが記載された膨大な数の史料の解読・比較が必要となるため、一冊の著書の中で有史以来すべての歴史時期の人名について考察しようとするのは甚だ無謀なことであり、たとえそのような試みがなされたとしても、考察が皮相的なものに終わってしまうのであろう。日本において、上皇が朝政を主導した院政時代は、荘園公領制の確立、国政での武家の地位の向上などの動きから、日本歴史上的一大転換期とされているが、この言い方は日本人の個人名の歴史においても適用される。というのは、個人名の付け方・構成・使用などの面を総合的に考慮すれば、院政時代を古代日本個人名体系の集大成期と位置づけられるからである。よって、本研究では、院政時代を基準点かつ出発点として、院政時代を古代日本個人名体系の集大成期に比定することの妥当性を論証するために、日本個人名の歴史を撫閥時代、平安時代前期、奈良・飛鳥時代へと遡っていった。本論はⅡ部九章からなっているが、第Ⅱ部の「古代日本の個人名の考察——天皇・貴族の名前を中心として」では、この一番目の視点に基づいて章を分けたのである（第三章から第九章まで）。

（二）社会的身分と人名

二番目は人名をその社会的身分に結びつけるという視点である。

われわれ現代人にとって、個人の名前は時代の風潮に左右されやすいものの一つであるが、古代においては、事情が違ってくる。というのは、古代においても、時代の風潮が個人名に影響を与えていたものの、その影響はある許容範囲内にしか力が発揮できなかったのである。つまり、古代社会は身分制社会であり、社会的身分は個人の全生活領域における行為を規定し、個人の標識ともなる名前もその身分に応じて変化しなければならなかつたのである。飛鳥時代から院政時代までの日本人

の個人名の変遷を一言にまとめると、名前の種類とその役割分担が徐々に明確化してきた歴史である。個人の識別という名前の基本機能からすれば、一個人の名前の種類が多ければ多いほど、識別に支障をもたらすことになる。にもかかわらず、古代の日本人は何種類もの個人名を同時に持つことに喜びさえ覚えたのである。それは、個人名の数の変化はその社会的地位の変化に直結しているからである。例を挙げると、国家の最高権力者である天皇ともなると、ほかの皇族との地位上の違いを表すために、天皇という地位に相応する新たな符号が必要となる。現代日本においては、年号がそのような役割を担っている。天皇の年号を天皇の名前の種類に數えることについて、まだ検討の余地があると思われるが、先代の天皇のことを昭和天皇と呼んだり書いたりしていること自体は年号が名前視されている証拠であろう。一方、古代においては、天皇の名前の系統がより複雑であり、天皇という地位の象徴となるものには通称や諡や追号といった種類の名前がある。同様に、天皇の座につく前の者と天皇の座から離れた者に対しても、それ相応の名前が用意され、それぞれ幼名と実名、院号と法名(出家した者に限る)である。こうした命名精神は一貫して古代社会に貫かれ、各身分の者がいくら個人名を変化させようとしても、その身分に相応することを大前提としなければならなかつたのである。換言すれば、古代日本人の個人名は社会的身分の表示という役割をも兼ねているため、身分の世襲と同時に伝承され、その結果、先祖と子孫の個人名には連続性が認められる。したがって、時代ごとに個人名を考察する際に、名前の持ち主の社会的身分に基づき、天皇家・公家・武家などに分け、それぞれの特徴を捉えてみた。第Ⅱ部の第七章～第九章の中の節の分け方はこの二番目の視点に基づいたものである。

(三)中国人名との比較

三番目は同身分の中国人の同種類の個人名と比較するという視点である。

日本と中国は共に東洋に属し、文化的には日本は中国から多大な影響を受け、文化的伝統や社会及び国民性などには、共通もしくは類似するところが比較的に多く見受けられる。そのため、中国と日本の文化を論じる際に、両者の類似点が強調されすぎる傾向にあり、西洋人研究者の中に、日本文化は中国文化から派生したもので、両者の区別は必ずしも重要ではないと考えている研究者さえいる。しかし、実際のところ、中国から伝来した漢字で表記されている日本の個人名と漢字の本場で

ある中国の個人名一つをとっても、その付け方・構成・使用などの面において、大きな相違が見受けられる。とはいっても、序論と本論の第Ⅰ部で具体的に述べているように、中国においても日本においても自國の人名についての研究がなされてきているものの、他國の人名と比較したものが少なく、中日両國の人名研究は未だに平行線のままであると言える。そんな中、わずかながら中日人名の類似点と相違点を指摘したものもあるが、それらの指摘のほとんどは表面的な現象の比較によるものである。

例えば、中国の楊希枚氏は、「聯名与姓氏制度の研究」(『中央研究院歴史語学研究所集刊』第28本、1957、pp. 671~683)、「論久被忽略的『左伝』諸侯以字為諱之制——兼論生稱諱問題」(中国社会科学院歴史研究所『中国史研究』1987年第4輯、pp. 71~79)といった一連の論文の中で、子孫が父祖の字(あざな)を以って氏名とするという中国の春秋時代によく見られる現象に注目し、それは父子連名制(特にチベット・ビルマ語派に属する彝族及び日本古代の父子連名制)と同質なもので、漢民族の姓氏制度の起源の一つであると論じられている。楊氏の言う日本古代の父子連名制とは、十世紀の前半に始まった通字命名法のことであり、実例として、賜姓皇族(村上源氏)、公家(藤原氏)、武家(上杉氏、徳川氏など)の系図が当該論文の中に引用されている。通字命名法が父子連名制に分類されることの妥当性はさておき、生きた歴史時期も社会的身分も異なる人間の名前をただ集めて、他国の「類似」の現象の傍証にするというような比較の仕方ではやはり説得力に欠けるだろう。比較をもって中日の名前それぞれの特色を提示しようとする場合、「同質のもの」を比較の対象に選定することが前提条件となる。

ただし、ここで言う「同質のもの」とは、名前の持ち主の社会的身分や名前の種類が同じことであり、必ずしも同じ歴史時期に生きた中国人と日本人の名前を指しているのではない。楊氏の言う古代日本の父子連名制(=通字命名法)のほかに、中国の春秋時代の人名現象に類似する現象は日本の平安時代にも見られ、勧修寺家[藤原高藤(838~900)の通称・勧修寺内大臣による]、小野宮家[藤原実資(957~1046)の通称・後小野宮による]などのように、子孫が父祖の通称をもって「家」の名としたのである。しかも、通字命名法と同様に、この現象が生起したのも平安時代中期であり、両者の時期的一致は単なる偶然ではなく、当時の歴史社会の必然の産物だと考えられる。また、中国の春秋時代にも同様な現象が生起したというのは、その

時代の中国社会には平安時代中期の日本社会と類似する要素が含まれていることの現れでもあろう。ところで、ここで注目したいのは、中国の春秋時代と日本の平安時代との間に千年以上の時間差があることであり、この差は両国の歴史的な過程の相違に由来すると思われる。この相違を見落としてしまうと、たとえ中日人名における様々な現象の比較ができたとしても、それぞれの現象が反映する社会・文化の側面を捉えることはできないのであろう。したがって、本書では、比較の対象を選定する際に、名前の持ち主の生きた歴史時期の一致性よりも、名前の種類や持ち主の社会的身分の類似性を重要視した。とは言え、歴史と人名という第一の視点から離れる事ではなく、常に中日人名それぞれの歴史的な過程を意識し、一つ一つの現象を比較するためには、なるべく同じ歴史的な過程にある名前から実例を挙げたのである。つまり、中国の子孫が父祖の字を以って氏名とするという現象と日本の子孫が父祖の実名の文字を継承するという現象とを比較する場合、中国の春秋時代の名前例と日本の平安中期の名前例の比較を中心として、他の時代に見られる同様な例はあくまでも補助的なものでしかない。

また、中国の崔世広氏が『日本文化研究方法論』の中で指摘されたように、現在の比較研究は「中国から日本に伝來したものと中国オリジナルのものとを比較するか、あるいは一見して高度の類似性を持つことがわかるもの同士の比較に限定されている。前者の場合は、儒教・仏教・書法・絵画などであり、後者の場合は、近代啓蒙思想などである。そうして、儒教と神道などのように、それぞれの土着的に成長した異質の文化を直接比較することはしない」^①という。この指摘を中日の個人名の比較研究に当てはめれば、平安時代前期に中国から日本に伝來した系字命名法と中国の系字命名法との比較は前者の方法に、上述した楊希枚氏の研究は後者の方法に属していると言えよう。一方、中国文化が日本に伝來する以前の日本の名前と同じ歴史的な過程にある中国人の名前との比較は、崔氏の言う「それぞれの土着的に成長した異質の文化を直接比較する」ことであろう。本研究では、日本の個人名の特質をより顕在化させるために、前二種の方法のほかに、第三種の比較の方法を取り入れたのである。

これまで述べてきた通り、本研究では、以上の問題点に十分に注意しながら、古代

① 崔世広「日本文化研究方法論」(『日本学刊』1998・3期), pp. 68~82.

日本人の個人名について論を展開していく際の必要に応じて、中日人名の比較^①を試みたい。さらに、表面的な現象の相違の背後にある中日文化の相違をも引き出し、名前の観点から、今まで論じられてきた日本文化の一部の特質の妥当性にも触れてみたい。

なお、第Ⅱ部における古代日本人名の具体的な考察の際に、一般的に用いられている古い時代から新しい時代へという順次法ではなく、一番新しい院政時代を出発点として、そこから古い時代へと遡っていくという方法をとる。こうした考察法はこの第三の視点によるところが大きい。というのは、本論が扱う四つの時代の日本人名の中に、最も日本色の強いのは院政時代であり、そして最も中国色の強いのは平安時代前期である。このように、飛鳥・奈良時代に大量に中国の人名文化を移入して、それをベースに日本の個人名の「原型」を創り出した日本人は、独自の文化の発展に伴って徐々にその「原型」を中国色から日本色に染め直したのではなく、常に人名をより広い範囲で捉え、その時々の日本の風土に順応させるようにアレンジしてきたのである。それらのアレンジの中に、時代の流れと共に相次いで行われるものもあれば、一時期中断されて後に再び行われるようになるものもある。とは言え、ほとんどのアレンジについてその源流を求めることができ、それらの源流及び各時代の時々のアレンジの実態を考察するためには、日本的な特徴がより揃っている院政時代を出発点とするのが効果的ではないかと思う。

二、研究対象と研究方法

(一) 研究対象

前述した通り、本研究の対象は飛鳥時代から院政時代までの日本人(ここで言う日本人とは歴史的人物のことであり、文学作品などに登場する虚構の人物が含まれない)の名前(=個人名)^②である。ところが、一言で個人名と言っても、飛鳥時代か

① 前述した通り、本書の研究対象は古代日本人の個人名であり、中国人名との比較という視点を取り入れたのは、日本人名の特色を顕在化させるためである。よって、この比較は中国と日本の個人名を均等に扱い、両者それぞれの特徴を明らかにするものではない。

② 本書では、特別な断りがない限り、名前という言葉はみな「個人名」のことを指している。

ら院政時代までの日本人の個人名には様々な種類があり、本書では、幼名、実名、通称、字、号、諡、追号などを考察の対象とし、出家入道後に授けられる法名は、人間としての人格を捨てて仏となって永遠の仏格を得たことを表すもので、ほかの種類の個人名と性質が異なると思われる所以、扱わないこととした。

また、本書は「古代日本人の名前の研究」をタイトルとしているが、厳密に言えば、「古代日本人」という用語は古代を生きた天皇家・貴族・武家といった支配者層のほかに、同時代を生きた庶民という被支配者層のことをも指している。ところが、古代の天皇家・貴族・武家の名前に比べ、古代の庶民の名前を伝える史料は甚だ少なく、管見の限り、わずかに『正倉院文書』と『平安遺文』に散見される古代の戸籍・計帳しかないのである。しかも、こうした史料から古代の庶民の名前の構成上的一部の特徴を伺うことができるが、その種類・使用法などを測り知ることは困難である。つまり、天皇家・貴族・武家とは異なり、古代の庶民の名前に関しては、現存の史料からその全体像を把握することはできない。こうした史料の制圧により、古代を生きた各身分の者の名前の全体像を描き出すことを主眼とする本書は、研究の対象を史料が比較的に豊富な天皇家・貴族・武家に絞り、庶民の名前の考察について、他日を期したいと思う。したがって、本研究では、特別の断りがない限り、「古代日本人」という用語は、天皇家・貴族・武家から構成される古代の支配者層のことと指しているのであり、この点を了承していただきたい。

(二)研究方法

本書の執筆にあたっては、先行研究の成果を最大限に活用するかたわら、できるだけ自分で原典資料にあたって名前の実例を収集することに努めた。名前の実例が記載されている文献は主に以下の三種類である。

1. 主に歴史的事実を記述したもの。

いわゆる実録のことであり、古文書、歴史書、古記録などがこの部類に入る。一部の例外を除き、そこに記載されている名前は特定の歴史人物を識別する符号として